

徳島市風致地区条例

許可申請の手引き

徳島市風致地区条例 許可申請の手引き

はじめに

平成23年11月に「風致地区内における建築等の規制に係る条例に関する基準を定める政令」が改正され、10ha以上 の風致地区（小松島市にまたがる日の峯大神子風致地区を除く。）における条例の制定権限が徳島県から本市に移譲されました。

このため、本市では、徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則を平成26年12月に公布し、平成27年4月1日から施行しました。

本条例は、現行の徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）と同様の規制内容としています。

なお、日の峯大神子風致地区については、県条例による規制が継続されますが、風致地区内における建築行為等に対する許可権限が徳島県から本市に移譲されたため、平成27年4月1日から本市において許可事務を開始しました。

風致地区とは

風致地区とは、都市の中の風致を維持するために、樹林地や丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している区域、史跡などがある区域、良好な住環境を維持している区域などを、都市計画法により都市計画で定めた地区です。

風致地区では、政令で定める基準に従い、条例を定めて、風致の維持に影響を及ぼす建築行為等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図っていくこととされています。

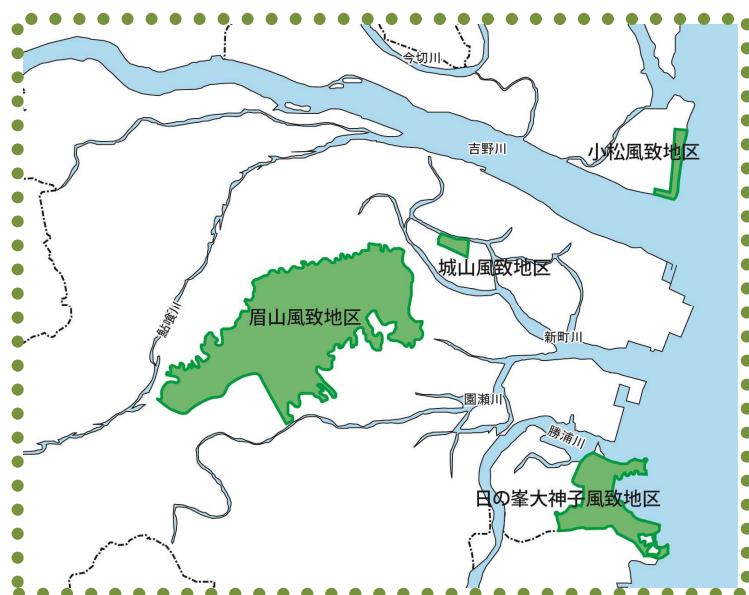
このため、風致地区内においては、条例に規定する建築行為等を行う場合は、事前に市長の許可が必要となります。

◆徳島市の風致地区◆ (S46.10.15 県告示第778号)

本市においては、次の4地区
が指定されています。

- (1) 眉山風致地区
- (2) 城山風致地区
- (3) 小松風致地区
- (4) 日の峯大神子風致地区
(小松島市部分を除く。)

※詳細については、都市計画課
までお問い合わせください。



許可が必要な行為（条例第2条第1項）

次に掲げる行為を行う場合は、許可が必要です。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成等（宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更）
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

許可が不要な行為（条例第2条第2項）

次に掲げる行為を行う場合は、許可の必要はありません。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物又はその部分の床面積の合計が**10m²以下**であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが**10mを超えること**となるものを除く。）
- (5) 建築物の移転で、その移転に係る建築物の床面積が**10m²以下**であるもの
- (6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
 - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - エ その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る工作物又はその部分の高さが**1.5m以下**であるもの
- (7) 面積が**10m²以下**の宅地の造成等で、高さが**1.5mを超える**のりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ この項各号及び条例第3条に規定する行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号の宅地の造成等と同程度のもの

- (10) 面積が**10m²以下**の水面の埋立て又は干拓
- (11) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が**10m²以下**であり、かつ、高さが**1.5m以下**であるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に付属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - (ウ) 高さが**1.5m以下**を超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
 - (エ) 高さが**5mを超える**木竹の伐採
 - (オ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(ウ)の宅地の造成等と同程度のもの
 - (カ) 建築物等の色彩の変更で、第11号に該当しないもの
 - (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、前号に該当しないもの
 - ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送をいう。以下このウにおいて同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下このウにおいて同じ。）のうち、高さが**1.5m以下**であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
 - エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 用排水施設（幅員が**2m以下**の用排水路を除く。）又は幅員が**2mを超える**農道若しくは林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
 - (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
 - (オ) 水面の埋立て又は干拓

許可基準（条例第4条）

| 行為の区分 | 許 可 基 準 | |
|-----------------------------|--|--|
| 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築 | 仮設の建築物等 | 当該建築物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。 |
| | | 当該建築物等の規模及び形態が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| | 地下に設ける建築物等 | 当該建築物等の位置及び規模が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。 |
| | その他の建築物等 | 当該建築物の高さが 10m以下 であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。 |
| | | 当該建築物の建蔽率が 10分の4以下 であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | | 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては 2m 、その他の部分にあっては 1m以上 であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | | 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| | | 敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。 |
| | 工作物 | 当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| 建築物等の改築 | 建築物 | 当該改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。 |
| | | 当該改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| | 工作物 | 当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| 建築物等の増築 | 仮設の建築物等 | 当該増築部分の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。 |
| | | 当該増築後の建築物等の規模及び形態が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| | 地下に設ける建築物等 | 当該増築後の建築物等の位置及び規模が増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。 |
| | その他の建築物等 | 当該増築部分の建築物の高さが 10m以下 であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | | 当該増築後の建築物の建蔽率が 10分の4以下 であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | | 当該増築部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては 2m 、その他の部分にあっては 1m以上 であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | | 当該増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| | | 当該増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| | 建築物 | 当該移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては 2m 、その他の部分にあっては 1m以上 であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | | 当該移転後の建築物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| | | 当該移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 |
| 建築物等の色彩の変更 | 当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。 | |

| 行為の区分 | 許可基準 | |
|-----------------------|--|--|
| 宅地の造成等 | 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないと認められる場合。 | |
| | 緑地率 | 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が 10分の2 （宅地の造成等に係る土地の面積が 300m²未満 の場合にあっては、 10分の1 ）以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | 面積1haを超える場合 | 高さが5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないと認められる場合においては、この限りでない。 区域の面積が 1ha以上 である森林で、都市の風致の維持上特に必要であるものとして、市長があらかじめ指定したものの伐採を伴わないと認められる場合においては、この限りでない。 |
| | 面積1ha以下で、高さ5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う場合 | 適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるものが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 |
| 木竹の伐採 | 次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないと認められる場合。 | |
| | 有効のいすれかに該当 | 建築物等の新築、改築、増築又は移転及び宅地の造成等をするために必要な最小限度の木竹の伐採 森林の抾伐 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（都市の風致の維持上特に必要であるものとして、市長があらかじめ指定した森林に係るもの）を除く。）で、伐採区域の面積が1ha以下のもの 森林である土地の区域外における木竹の伐採 |
| | 採取の方法が露天掘りでないこと。（必要な埋戻し、植栽等をすることにより、風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。） | |
| | 採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと認められる場合。 | |
| 水面の埋立て又は干拓 | 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。 | |
| | 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないと認められる場合。 | |
| 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 | 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと認められる場合。 | |

申請書様式

申請にあたっては、次の(1)から(7)の書類に行為の区分ごとに定める図書を添付してください。

なお、各種申請様式については、市ホームページの都市計画課のサイトに掲載しています。（<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>）

※徳島市HP→市政情報→施策・計画→まちづくり→都市計画→風致地区を参照してください。

- (1) 風致地区内建築物等新（改・増）築・移転許可申請書（様式第1号）
- (2) 風致地区内土地形質変更許可申請書（様式第2号）
- (3) 風致地区内木竹伐採許可申請書（様式第3号）
- (4) 風致地区内土石類採取許可申請書（様式第4号）
- (5) 風致地区内水面埋立て等許可申請書（様式第5号）
- (6) 風致地区内建築物等色彩変更許可申請書（様式第6号）
- (7) 風致地区内廃棄物等堆積許可申請書（様式第7号）

提出時期

行為の着手する14日前まで

提出部数

2部（正本・副本各1部）

提出場所

徳島市役所 企画政策部 都市計画課（本館7階）

申請に必要な図書（添付図書）

| 行為の区分 | 添付図書 | | |
|--------------------------|-------------|---------------------------|--|
| | 種類 | 記載内容 | 備考 |
| 共通書類 | 風致地区内許可申請書 | 徳島市風致地区条例施行規則第2条第1項に基づくもの | |
| | 委任状 | | 必要に応じて添付 |
| | 添付図書チェックリスト | チェック欄へのチェック | |
| 建築物・工作物の建築等（新築、改築、増築、移転） | 位置図 | 当該行為地の位置及び周辺の土地の状況を表示する図面 | 1 方位 2 道路・公園等の公共施設 3 目標となる地物 4 行為地の位置 5 現況写真の撮影位置及び撮影方向 |
| | | | 1 方位 2 縮尺及び寸法 3 行為地の境界線 4 申請に係る建築物又は工作物との他の建築物又は工作物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 木竹（植栽、樹木等）の位置、樹種、本数及び高さ 7 その他の工作物の種別、材料、高さ及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向 |
| | | | 縮尺（1:50から1:500までの範囲内） |
| | | | 1 縮尺及び寸法 2 主要部分の材料 |
| | | | 縮尺（1:50から1:200までの範囲内） |
| | 立面図 | 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図 | 1 敷地面積並びに建築・延べ面積又は築造面積等の求積図及び算定表 |
| | | | 2 縮尺及び寸法 3 各面の方位 4 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 |
| | | | 縮尺（1:50から1:200までの範囲内） |
| | | | 1 木竹（植栽、樹木等）の位置、樹種、本数及び高さ並びに緑地率 2 外構施設等の位置、材料、高さ及び面積 |
| | 現況写真 | 当該行為地及び周辺の土地の状況を示す写真 | 縮尺（1:300から1:500までの範囲内） カラー写真2枚以上（プリンター印刷でも可） |

| 行為の区分 | 添付図書 | | | |
|--------|----------|--|---|--|
| | 種類 | 記載内容 | 備考 | |
| 宅地の造成等 | 緑地面積の算定表 | | 植栽計画に応じて緑地面積を算定すること | |
| | 位置図 | 当該行為地の位置及び周辺の土地の状況を表示する図面 | 1 方位 2 道路・公園等の公共施設 3 目標となる地物 4 行為地の位置 5 現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | | | 1 方位 2 縮尺及び寸法 3 行為地の区域境界線 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 行為地並びに周辺の土地利用の現況及び地形（等高線及び土地の高低） 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 木竹の伐採、残存、移植及び新規 8 外構施設等の種別、材料、高さ及び面積 9 現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | | | 縮尺（1:50から1:1、000までの範囲内） | |
| | | | 行為地の区域面積及び区画ごとの面積の求積図及び算定表並びに切土・盛土（面積、体積）の算定根拠 | |
| | 縦断図 | 設計図又は施行方法を明らかにする図面 | 1 縮尺及び寸法 2 切土・盛土の別及び高さ 3 のりの高さ 4 行為前後の土地の状況を対比できるように示すこと | |
| | | | 縮尺（高低1:100から1:200まで、距離1:300から1:1、000までの範囲内） | |
| | 横断面図 | | 1 縮尺及び寸法 2 切土・盛土の別及び高さ 3 のりの高さ 4 行為前後の土地の状況を対比できるように示すこと | |
| | | | 縮尺（1:50から1:200までの範囲内） | |
| | 出来上がり予定図 | | 1 方位 2 縮尺及び寸法 3 木竹（植栽、樹木等）の位置、樹種、本数及び高さ並びに緑地率 ※樹木等には、緑地面積の算定表の区分に応じた番号を記載すること 4 外構施設等の位置、材料、高さ及び面積 5 区画割、上下水道配管及び道路（宅地造成に係る場合に限る。） 6 利用計画（土地の開墾に係る場合に限る。） | |
| | | | 縮尺（平面図又は横断面図と同一縮尺のもの） | |
| | のり面緑化計画図 | 1 縮尺及び寸法 2 緑化の工法（植栽、樹木等の位置、樹種、本数及び高さ等） | 縮尺（平面図又は横断面図と同一縮尺のもの） | |
| | 現況写真 | 当該行為地及び周辺の土地の状況を示す写真 | 複数の方向からの当該行為地及び周辺の土地の状況がわかるように撮ったものに、当該行為地を示すこと カラー写真2枚以上（プリンター印刷でも可） | |
| 木竹の伐採 | 位置図 | | 方位、縮尺及び寸法、目標となる地物、行為地の位置、現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | 平面図 | 1 方位、縮尺、寸法及び等高線 2 伐採する木竹（植栽、樹木等）の位置、樹種、本数及び高さ 3 付近の工作物及び木竹（植栽、樹木等）の位置 4 現況写真の撮影位置及び撮影方向 | 縮尺（1:50から1:1、000までの範囲内） | |
| | | | カラー写真2枚以上（プリンター印刷でも可） | |
| | | | 複数の方向からの当該行為地及び周辺の土地の状況がわかるように撮ったものに、当該行為地を示すこと カラー写真2枚以上（プリンター印刷でも可） | |

| 行為の区分 | 添付図書 | | |
|------------|---------|---|---|
| | 種類 | 記載内容 | 備考 |
| 土石の類の採取 | 位置図 | 方位、縮尺及び寸法、目標となる地物、行為地の位置、現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | 平面図 | 1 方位 | 縮尺（1:50から1:500までの範囲内） |
| | | 2 縮尺及び寸法 | |
| | | 3 行為地の境界線及び採取計画区域 | |
| | | 4 隣接する道路の位置及び幅員 | |
| | | 5 行為地並びに周辺の土地利用の現況及び地形（等高線及び土地の高低） | |
| | | 6 断面図に係る断面の位置及び方向 | |
| | | 7 木竹の伐採、残存、移植及び新規 | |
| | | 8 施設等の種別、材料、高さ及び面積 | |
| | 求積図 | 敷地面積並びに採取計画区域の面積の求積図及び算定表 | |
| 水面の埋立て又は干拓 | 縦断図 | 縮尺及び寸法、採取前の地形及びその採取計画線 | 縮尺（高低1:100から1:200まで、距離1:300から1:1、000までの範囲内） |
| | 横断面図 | | |
| | のり面緑化計画 | 1 縮尺及び寸法 | 縮尺（平面図又は横断面図と同一縮尺のもの） |
| | | 2 緑化の工法（植栽、樹木等の位置、樹種、本数及び高さ等） | |
| | 現況写真 | 複数の方向からの当該行為地及び周辺の土地の状況がわかるように撮ったものに、当該行為地を示すこと | カラー写真2枚以上（プリンター印刷でも可） |
| | 位置図 | 方位、縮尺及び寸法、目標となる地物、行為地の位置、現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | 平面図 | 1 方位 | 縮尺（1:50から1:1、000までの範囲内） |
| | | 2 縮尺及び寸法 | |
| | | 3 行為地の境界線及び施行区域 | |
| | | 4 隣接する道路の位置及び幅員 | |
| | | 5 行為地並びに周辺の土地利用の現況及び地形 | |
| | | 6 断面図に係る断面の位置及び方向 | |
| | | 7 堤防又は護岸その他施設等の種別、材料、高さ及び面積 | |
| | | 9 現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | 求積図 | 施行区域面積の求積図及び算定表 | |
| 水面の埋立て又は干拓 | 縦断図 | 縮尺及び寸法、高水位及び低水位、施行前の地形及びその施行計画線 | 縮尺（高低1:100から1:200まで、距離1:300から1:1、000までの範囲内） |
| | 横断面図 | | |
| | 植栽計画図 | 1 縮尺及び寸法 | 縮尺（平面図と同一縮尺のもの） |
| | | 2 木竹（植栽、樹木等）の位置、樹種、本数及び高さ | |
| | 現況写真 | 複数の方向からの当該行為地及び周辺の土地の状況がわかるように撮ったものに、当該行為地を示すこと | カラー写真2枚以上（プリンター印刷でも可） |

| 行為の区分 | 添付図書 | | |
|-----------------------|------|---|--|
| | 種類 | 記載内容 | 備考 |
| 建築物等の色彩の変更 | 位置図 | 方位、縮尺及び寸法、目標となる地物、行為地の位置、現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | 配置図 | 1 方位 2 縮尺及び寸法 3 行為地の境界線 4 申請に係る建築物又は工作物とその他の建築物又は工作物の位置 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 木竹(植栽、樹木等)の位置、樹種及び高さ 7 その他の工作物の種別、材料、高さ及び面積 8 現況写真の撮影位置及び撮影方向 9 屋根、壁面等の仕上げ材料(素材及び色彩(マンセル表色系等による表示)) | 縮尺(1:50から1:500までの範囲内) ※9については、立面図の添付でも可。 |
| | | 現況写真 | 複数の方向からの当該行為地及び周辺の土地の状況がわかるように撮ったものに、当該行為地を示すこと カラー写真2枚以上(プリンター印刷でも可) |
| 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 | 位置図 | 方位、縮尺及び寸法、目標となる地物、行為地の位置、現況写真の撮影位置及び撮影方向 | |
| | 平面図 | 1 方位 2 縮尺及び寸法 3 行為地の境界線及び堆積計画区域 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 行為地並びに周辺の土地利用の現況及び地形(等高線及び土地の高低) 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 木竹の伐採、残存、移植及び新規 8 施設等の種別、材料、高さ及び面積 9 現況写真の撮影位置及び撮影方向 | 縮尺(1:50から1:1,000までの範囲内) |
| | | 求積図 | 敷地面積並びに堆積計画区域の面積の求積図及び算定表 |
| | | 縦断図 | 縮尺及び寸法、堆積前の地形及びその堆積計画線 |
| | | 横断面図 | 縮尺(1:50から1:200までの範囲内) |
| | | 現況写真 | 複数の方向からの当該行為地及び周辺の土地の状況がわかるように撮ったものに、当該行為地を示すこと カラー写真2枚以上(プリンター印刷でも可) |

【備考】

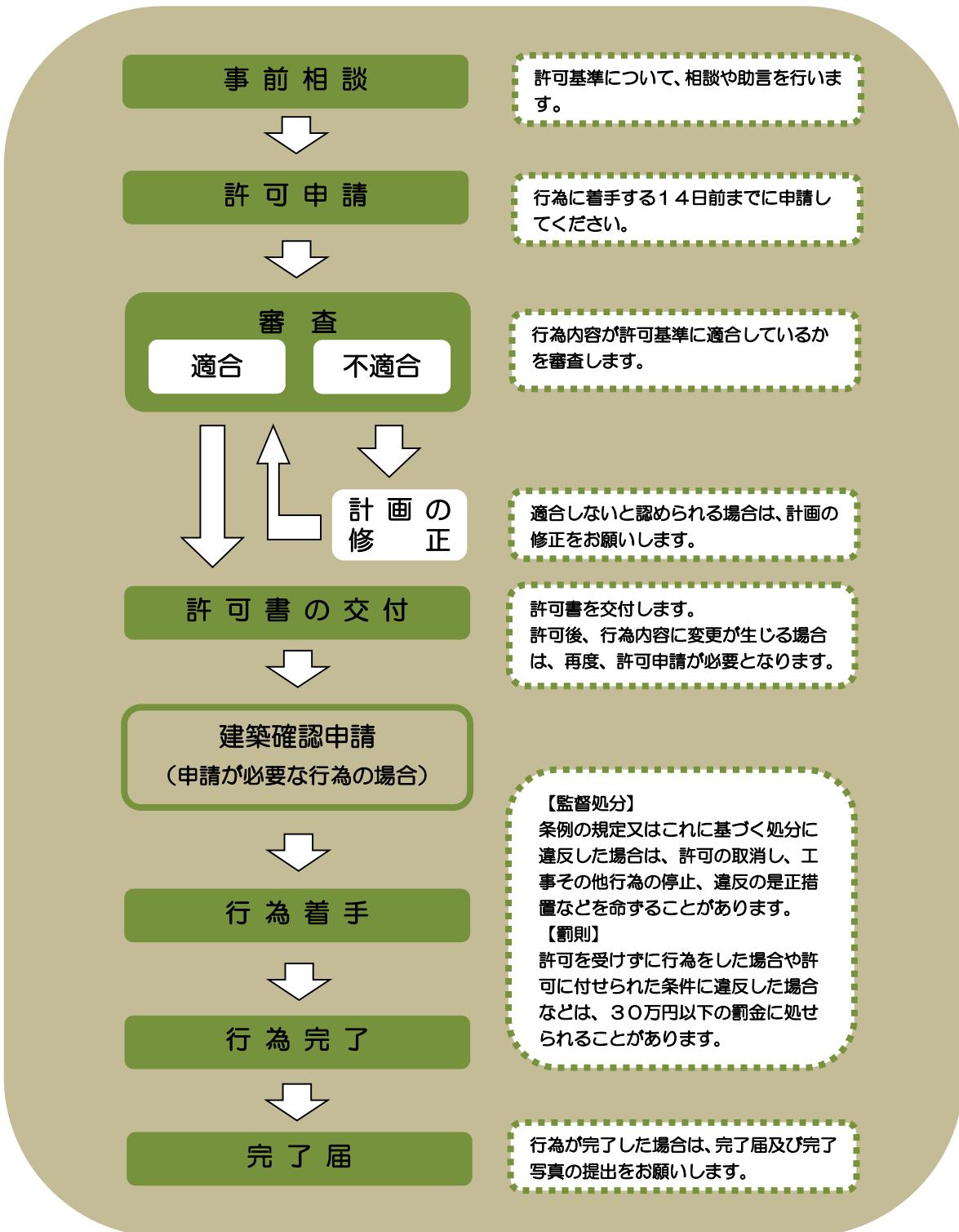
- 行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。
- 現況写真は、行為地の規模に応じて名刺判以上としてください。
- 求積図には、不動産登記法第14条の地図又は地図に準ずる図面の写しを添付してください。
- 他人の土地で行為をする場合にあっては、申請書に土地所有者の承諾書を添付してください。
- 4について、行為地の土地所有者を確認するため、行為地に係る土地の登記事項証明書(交付後3か月以内のもの)を添付してください。

事前相談

風致地区内で当該行為を行う場合や許可基準に適合するかどうかの判断がつかない場合など、申請に先立ち、事前相談をお願いします。

事前相談の際は、位置図、現況写真、計画図等をお持ちください。

申請の流れ



協議又は通知が必要な行為（条例第2条第3項又は条例第3条）

国、県若しくは本市の機関又は独立行政法人等が行う行為については、許可ではなく協議が必要となります。

また、道路・河川・公園等の施設又は通信、放送、電気、ガス、水道等の事業の用に供する工作物の設置又は管理に係る行為など、条例第3条及び条例施行規則第4条に該当する場合は、許可や協議ではなく通知が必要となります。

徳島市 企画政策部 都市計画課 都市計画担当

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 TEL 088-621-5249 FAX 088-623-1008

徳島市ホームページ (<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>)